

## 6月14日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君 | 9番議員 | 玉川清史君  |
| 2 "  | 中嶋登君  | 10 " | 山城峻一君  |
| 3 "  | 塚田舞君  | 11 " | 祢津明子君  |
| 5 "  | 水出康成君 | 12 " | 大日向進也君 |
| 6 "  | 宮入健誠君 | 13 " | 朝倉国勝君  |
| 7 "  | 中村忠靖君 | 14 " | 大森茂彦君  |
| 8 "  | 星哲夫君  |      |        |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 白井洋一君  |
| 教育長      | 塚田常昭君  |
| 総務課長     | 伊達博巳君  |
| 企画政策課長   | 竹内祐一君  |
| 会計管理者    | 竹内優子君  |
| 住民環境課長   | 山下昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海聡子君  |
| 商工農林課長   | 北村一朗君  |
| 建設課長     | 堀内弘達君  |
| 教育文化課長   | 長崎麻子君  |
| 収納対策推進幹  | 細田美香君  |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| D X 推進室長 | 瀬下幸二君  |
| 総務課長補佐   | 宮下佑耶君  |
| 総務係長     | 宮嶋和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮原卓君   |
| 財政係長     | 川島徳夫君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君  |
| 企画調整係長   |        |
| 保健センター所長 |        |
| 子ども支援室長  |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 大橋勉君   |
| 議会書記   | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 生活困窮者への支援についてほか | 玉川清史議員 |
| (2) デジタル教育についてほか    | 柘津明子議員 |
| (3) 改正地方自治法についてほか   | 大森茂彦議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、9番 玉川清史議員の質問を許します。

**9番（玉川君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

生活困窮者への支援、災害対策についての質問です。

最初の質問です。1. 生活困窮者への支援について。

イ. 生活保護前の生活困窮者への支援は

1、どのような支援制度があるか。高齢者や児童、障がい者の皆さんなどを対象とした支援制度に当てはまらない、経済的に困窮をしている生活困窮者の皆さんが生活を立て直し、少しずつでも自立していけるように生活困窮者自立支援法ができました。この支援法による生活困窮者自立支援制度には、自立相談支援事業の実施や居住確保給付金の支給などの必須事業のほか、相談をためらう方へのきめ細やかな声かけや、民間企業との連携などによる就労体験や訓練等の任意事業についても考えられているようです。町で行っている支援制度にはどのようなものがあるのでしょうか。お聞きします。

ロ. 生活保護制度について

支援制度を利用しても生活再建が難しい人には、生活保護制度が最後の支えとなります。しかしながら、制度の利用は実際には多くありません。私が所属しています全国組織の生活と健康を守る会や研究者によると、日本の保護率、人口100人当たりの受給者の人数ですが、これは聞き慣れない言葉ですので、以後受給者率と言わせていただきますが、令和3年度の厚生労働省の資料では、日本の中でも長野県の受給者率0.54%は、全国の受給者率1.6%と

の比較で3分の1の低さ、全国の47都道府県では46番目、下から2番目という低さで、第1位の大阪府3.06%の6分の1くらいです。

坂城町を所管している長野保健福祉事務所の令和4年のデータでは、受給者率は0.26%となっています。市と郡部の比較では、郡部がより低い傾向にあります。

全国を見ると、社会保障費の削減を名目に意図的に認定を厳しくしている事案もあるようですが、申請する皆さんの制度に対する知識不足、そこから来る利用することへのためらい、当事者でない方からの受給者への偏見など、古くからある国民気質が変わっていないことも影響していると考えています。生活保護制度の利用は権利であることを理解して、遠慮せずに利用してもらうための行政側の動きが大切です。

1として、町と長野保健福祉事務所の役割は。

a、周知のために案内を福祉課等の窓口に置いたり、ポスター等の掲示を。b、権利であることの理解を深めるために、学校での教育をとして、町での周知方法と学校での教育の状況を含め、町、長野保健福祉事務所それぞれの役割についてお聞きします。

次に、ハ、生活保護受給者の健康診査は。

1、生活保護受給者の健診の状況は。被保護者健康支援事業による健康診査への町の考えについて。令和4年の6月本会議での先輩議員への答弁がありましたが、その後、町独自で受診支援をしているとお聞きしています。町が把握できる一般の受診率との比較で、a、受給者の受診率はとしてお聞きします。

以上、1.生活困窮者への支援について。生活保護前の生活困窮者への支援、生活保護制度について、生活保護受給者の健康診査について、三つ、1回目の質問とします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 1.生活困窮者への支援について、私からは、イ、生活保護前の生活困窮者への支援はと、ロ、生活保護制度についてのうち、制度周知についてのご質問にお答えいたします。

我が国の社会保障制度は、戦後混乱期における生活保護法の制定や、高度経済成長期の国民皆保険、皆年金制度の創設、平成に入ってから、介護保険制度の開始など、その時々々の社会情勢に応じ、充実や見直しが図られてまいりました。

近年におきましては、人口減少による少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化に加え、家族や職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で、社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題が深刻化してきており、こうしたことを背景として平成27年4月に施行されたのが生活困窮者自立支援法であります。

この法律では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で、早期の対応により尊厳を守り、意思を尊重しながら、地域社会の中で自立し

ていけるよう、生活を立て直すため、関係機関等が横断的に支援をすることとされ、長野県におきましても市や郡を単位とした拠点に、生活就労支援センターまいさぼが設置され、町村の社会福祉協議会においては、まいさぼ出張相談所を設けております。

町におきましては、生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言のほか、管轄のまいさぼ信州長野や社会福祉協議会との連絡調整を行うなど、状況に応じた適切な支援につながるよう対応をしているところであります。

また、地域福祉の推進を図る町社会福祉協議会におきましては、一時的に生活費等が不足し、困っている方のために資金の貸付けを行う生活福祉資金等貸付事業や、高齢者や障がいのある方の福祉サービスの利用などに関する日常生活自立支援事業のほか、まいさぼ出張相談所、フードバンクなど、生活サポート事業を実施しております。

さらに、こうした生活困窮者等への早期対応と支援体制の構築を図ることを目的として、生活困窮者等自立相談支援事業を町社会福祉協議会に委託し、生活や就労などで困っている方に対して、生活の立て直しのための相談援助を行っているところであります。

町あるいは社会福祉協議会で相談を受けた場合の流れとしましては、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他機関へつなぐことが適当かを判断し、相談内容からまいさぼ信州長野による支援が必要であると判断する場合は、相談者本人の同意を得た上で、必要な情報をまいさぼ信州長野と共有し連携して支援を行っております。

また、まいさぼでは、相談支援員や就労支援員を配置し、相談者との面談からニーズを把握した上で、状況に応じた支援プラン（マイサポートプラン）を作成し、包括的かつ継続的な自立相談支援を実施しております。

そのほか、再就職のために住居の確保が必要な方に対する住宅確保給付金の支給、就労に向けた準備が必要な方に対する就労準備支援、家計から生活再建を考える方に対する家計支援、住まいの確保が必要な方に対する一時生活支援、生活困窮世帯の子どもに対する子どもの学習・生活支援などの事業を実施しております。

このように、生活困窮者への支援として町・社会福祉協議会・まいさぼ等、関係機関が連携を図り対応いたしますので、まずは地域の相談窓口にご相談いただく中で、相談者の困り事や悩みに寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．生活保護制度についてのご質問にお答えいたします。

生活保護は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした制度であります。

保護の内容といたしましては、食費・光熱水費等の日常生活に必要な費用、アパート等の家賃、義務教育を受けるために必要な学用品費、医療・介護サービスの費用などのほか、就労に

必要な技能の修得等に係る費用等、生活を営む上で必要な各種費用に対応して保護費が支給されます。

一方、これらの保護を受けるためには、利用し得る資産等あらゆるものを生活のために活用し、能力に応じて勤労に励むこと、健康の保持・増進に努めるとともに、支出の節約を図り、その他の生活の維持向上に努めなければならないとされております。

また、保護を受ける方の必要な生活費は、年齢や世帯の人数ごとに国で定めた基準額から算定した最低生活費と実際の収入を比較し、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する額が保護費として支給されます。

ご質問の町と長野保健福祉事務所の役割についてであります。生活保護の実施機関は、居住地域を所管する福祉事務所が行うこととされており、保護の申請については、直接長野保健福祉事務所へ提出することもできますが、町において相談を受けるケースもあり、関係者による面談の結果、町を経由して提出していただくこともできます。

町におきましては、住民の方から一番身近な相談窓口として継続して関わるとともに、必要に応じて書類作成など福祉事務所の調査に協力しており、保護開始申請書の提出を受けた長野保健福祉事務所では、保護の決定に係る生活状況等を把握するための家庭訪問等による実地調査や、預貯金、不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、就労の可能性の調査を行っております。

こうした調査を経て、保護の可否については長野保健福祉事務所長が決定し、保健福祉事務所では保護の開始後も生活状況や家庭状況を把握するため、継続した面談を行っているところであります。

続きまして、制度の周知についてであります。生活保護の申請は国民の権利であり、生活に困窮している方々が、病気や失業、子育てなど様々な困難を乗り越え、再び自立した生活を送れるよう支援することは、社会全体の課題であります。

また、保護の申請にあたっては、その方の生活や家庭の状況などを丁寧にお聞きする必要がありますので、制度の周知方法等、長野保健福祉事務所と相談する中で、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護を受給されている方が安定した生活を再建し、地域社会の一員として自立した日常生活を営むことができるよう支援することが重要であり、町といたしましても、社会全体の理解と協力を得る中で、生活保護に至らないよう早い段階から生活困窮者の困り事の改善を図り、関係機関と連携して自立に向けた包括的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** ロ. 生活保護制度についてのうち、権利であることの理解を深めるために、学校での教育をについてのご質問にお答えいたします。

小中学校での学校教育におきましては、一人一人が社会の一員としての役割などを理解することを目的として、広く社会全般の仕組みや制度を学習しており、小学校におきましては、租税の役割として税金が社会保障などに役立てられていること、中学校では、国や地方公共団体の役割の一つとして社会保障があることなど、それぞれの年齢に応じた学習をしているところでございます。

また、こうした学習を通じて、社会全体の基本的な仕組みやルールを身につけることに加え、人間性の形成において大事な段階にある児童・生徒にとって何より重要なのは、多様性に対する理解を深め、他者を許容し共感できる感性を育むことであり、授業だけでなく学校生活全般で人権感覚を養えるよう努めているところであります。

やがて社会を担う若者が、こうした人権感覚を育む学習により、社会の中で異なる背景や価値観を持つ人々を尊重する基礎を培うことで、将来的に生活保護をはじめ、個別の社会保障制度の目的や意義についての理解がより深まっていくものと考えているところであり、引き続き豊かな人間性が形成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**保健センター所長（川島君）** 1. 生活困窮者への支援についてのうち、ハ. 生活保護受給者の健康診査はのご質問にお答えいたします。

国民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るための健康増進法は、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、栄養の改善そのほかの国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的としており、町におきましても、健診等各種事業を実施しております。

そうした中、平成30年の生活保護法の改正により、福祉事務所において生活保護受給者の健康管理を支援する被保護者健康管理支援事業が創設されたところでありますが、受給者の健診受診率が低く、健康状態の把握が難しい状況であるとお聞きをしております。

こうした状況を受け、改めて県より生活保護受給者の方の健診の受診体制の整備について、調整の依頼があったことから、町では令和4年12月より、文化センター及び保健センターで行っている集団健診において、19歳以上の生活保護受給者に健康診査を受けていただけるよう、長野保健福祉事務所と受給されている方のリストを共有し、対象となる方に直接案内通知を郵送し、受診を希望される場合には電話等により保健センターへ申込みいただいているところであります。

生活保護受給者の健診につきましては、健診に係る費用を全額町において負担をして実施しておりますが、令和5年度の受診状況としましては、19歳以上の健診で受診率は7.1%であり、そのうち、生活習慣病予防のために行う特定健診の対象年齢である40歳から74歳までの方の受診率は4.5%で、速報値では町の国民健康保険に加入している方を対象に実施している特定健診の令和5年度の受診率59.7%と比較すると低い状況であります。

生活保護受給者の健診につきましては、被保護者健康管理支援事業により、福祉事務所が受診勧奨をしていることから、町としましても、受診状況の資料を提供するなど長野保健福祉事務所と連携を図り、生活保護受給者の受診率向上に協力してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** ご答弁いただきました。二つほど再質を願いたいと思うんですが、まず支援制度の中で学習支援とありました。この学習支援というのをちょっと具体的に教えていただきたいんですが、お願いします。

もう一つは、周知が大切だということでお聞きしたんですが、周知をするにあたって、保健福祉事務所と相談をしてというお答えをいただいたと思うんですが、これは町のほうで必要だと思って勝手にできるというわけではないということでもよろしいでしょうか。

以上、お聞きします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

先ほどの学習支援について、どのようにやっているかという内容のご質問でございますが、子育て家庭において生活困窮をされている子どもさんの学習の場を提供するような機会を設けるなど、社会福祉協議会において実施している事業でございます。

それと、制度の周知についてというご質問でございますが、生活困窮されている方が、その対応としてどこに相談したらいいのかわからないことや、申出をためらうことのないよう周知を図ってまいりたいと考えておりますが、生活保護の前の段階で、町や社会福祉協議会、地域が関わる中で適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

先ほども答弁いたしましたように、生活保護の受給を決定する福祉事務所とも相談させていただく中で、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。生活保護についての教育のほうですね、直接生活保護ということでもって取り上げていただきたいというようなつもりで伺ったんですが、人権感覚や他者への共感、これがまず大切であるというようなお答えでした。

しかし、それはわかるんですが、受給率を見てもですね、なかなか上がっていかないということ、そして最初にも言いましたように、世間の目というのもなかなか変わっていかない状況であるというふうな判断をしていますので、自分はですね。その改善、本当に生活保護が必要な皆さんの健康と命、そして文化的な生活を守り切れていないこの現状を改善するためには、生活保護受給者への偏見をなくし、正しい理解がまずは必要であろうと。そのためには、子どもたちからそういったことが家庭に持ち帰って伝わる、その場を設けるためには、学校での教育も必要ではないかということで、学校での教育、生活保護ということについての偏見をなくすための教育、これについての検討を要望しておきます。

健診の受診率ですけれども、7.1%、4.5%、一般が59.7%というお話で、かなり低いということでちょっと衝撃なんですけど、受診対象となる皆さんについては、健診で病気の

予防、そして初期段階での治療をしていただいて、万全の体調で生活再建に進んでいけるように、積極的に受診をして、ご自身の健康を守っていただきたいと思います。町にも声かけをお願いしたいと思いますが、声かけについては事務所のほうというお話でしたので、事務所と協力していただきたいと思います、そういうふうに思っております。

生活困窮者や生活保護受給者は、望んで自らその状態になったわけではありません。経済的あるいは社会的ないろいろな理由で、自らの力ではどうにもならない状況になっている皆さんです。誰でも、私でも同じ状況になることも十分に考えられます。

生活保護が国民の権利であることは、政府の国民への広報についての2020年の国会で、安倍首相が国民は文化的な生活を送る権利がある。様々な手段を活用して働きかけを行うと答弁し、安倍政権による2013年の生活保護給付水準の引下げに対する損害賠償裁判、名古屋高裁での2023年11月の判決の中で、生活保護を受ける権利は、憲法第25条により主権者、国民に保障された最高位の権利である。健康で文化的な生活とは、栄養バランスの取れるような食事、孤立せずに地域で対人関係を保ち、楽しみとなることが可能であることが必要であると述べられた。つまり、おなかをただ満たすだけではない、そして、近所とのお付き合い、お友達との会食、こういったこともできるような給付金、給付水準を守るといような判決になりました。これを改めてお伝えして、次の質問に移ります。

2として、災害対策について二つお聞きします。

#### イ. 災害時トイレについて

1、し尿処理、下水道くみ取り等ができなくなる心配は。先日、男女共同参画の講演会で、災害時トイレの確保の重要性を強い衝撃を持って改めて認識させられました。町は小学校体育館など避難所の整備を進めており、マンホールトイレも順次整備していく計画ですが、特に広域で震災被害が発生し、上下水道や道路の寸断被害が発生した場合、避難所でのトイレの処理は心配ないのか。マンホールトイレは何日分の貯留の設計なのかも含めてお聞きします。

2、備蓄している凝固剤式トイレについて。自分が所属しています社会文教常任委員会で備蓄倉庫の確認をしました。そのときに渡していただいた町の備蓄品資料に、凝固剤式トイレ本体の備蓄数が51個とありましたが、足りるのかと疑問に感じました。4年前の委員会報告でも当時は44個とありますが、指摘されています。

凝固剤式トイレ本体について。a、トイレ本体数の避難所別配置の予定数、それとこれから増やしていくのかについて一つお聞きします。

凝固剤セットについて。避難所生活をしていても、トイレはどうしても人目につかない自宅とか、ほかの場所だと考える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この場合に避難所に用意してある凝固剤セットを自宅で使うことは想定しているのでしょうか。避難所のみで使用に限定されるのか。bとして、避難者が自宅に持ち帰っての使用も想定しているかとしてお聞

きします。

以上、2、備蓄している凝固剤式トイレについて。a、トイレ本体数の避難所別配置予定数と、これから増やしていくのか。b、避難者が自宅に持ち帰っての使用も想定しているかとしてお聞きします。

続いて、ロ、備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて。

昨日、質問順が直前の同僚議員から同様の質問がありました。もう少し詳しくお聞きしたいと思しますので、お願いします。

期限ぎりぎりに入れ替えるのか。そして少し余裕を持って入れ替えているのか。1、入替えのタイミングはとしてお聞きします。

防災訓練で備蓄食料品の試食をしたことは覚えがありますが、入れ替えた食料品の処分はどうしているのか。2として、入れ替えた備蓄食料品の処分方法はとしてお聞きします。

最後に、ハ、災害関連死審査会設置について。

熊本地震をきっかけに、2019年に災害弔慰金支給法が改正され、市町村が条例での設置を努力義務化されましたが、5月に災害関連死審査会の自治体設置状況が報道されました。全国で7割以上が未整備との調査結果です。認定の遅れによって生活再建に影響が出る懸念が指摘されています。町の状況と今後の考えについて、1、事前の設置が必要と思うが、町の考えはとしてお聞きします。

以上、2、災害対策について、イ、災害時トイレについて、ロ、備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて、ハ、災害関連死審査会設置についてお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから災害対策についてご質問をいろいろ伺いました。私からは、災害対策の基本的な考え方と、特にマンホールトイレについてお答え申し上げまして、そのほかの項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

近年は、異常気象によるゲリラ豪雨や、台風などによる浸水被害が頻繁に発生しており、当町におきましても、昨年8月の豪雨の際には床上浸水の被害が発生いたしました。

また、令和元年東日本台風では、千曲川の増水による浸水のおそれもあったことなどから、災害対策本部を設置し、避難所を開設するなど、これまでにない対応を行ったところであります。

このように、災害が発生した場合や、発生のおそれがある場合には、必要に応じて迅速に避難所を開設することが重要であります。併せて大切になってくるのが、避難所においても欠かせない衛生や食事、睡眠といった基本的な生活環境の確保であり、町といたしましても、食料品や段ボールベッドなどの備蓄品の充実等を進めてきたところであります。

しかしながら、東日本台風の際には、避難所として開設した村上小学校におきまして、急な停電に見舞われ、水道水を屋上タンクへくみ上げるポンプが停止したことで、上水道が使えな

くなる事態が発生いたしました。

こうしたことを受け、町では、安心・安全のまちづくりに向けたハード面の整備についても取り組んでいるところで、特に、中核避難所における停電時の電力確保につきましては、最優先の課題として、令和2年度から進めてきました各小学校体育館への蓄電設備の整備が昨年度完了し、現在は、文化センターにおきましても、耐震補強工事及び大規模改修工事に合わせて太陽光発電設備と蓄電設備を整備しているところであります。

また、今年度につきましては、有事の際に中核避難所となる各小中学校体育館のトイレについて、洋式化工事を行うとともに、用水路が増水した際には、水門を自動で開閉し、周辺の越水被害を防ぐ水門の自動化についても、順次進めていく予定としております。

加えまして、マンホールトイレにつきましても、中核避難所となる小中学校に順次整備することとしており、今年度は村上小学校に設置してまいります。

これにより、地震などで上下水道が不通となった場合には、災害用に備蓄してあります凝固剤による組み立て式簡易トイレや仮設トイレなどに加え、今後は、マンホールトイレによる対応も可能になってまいります。

なお、下水道やくみ取りなどのし尿処理ができなくなる心配はとのご質問ではありますが、万一下水道の使用ができなくなった場合でも、マンホールトイレは、一定程度の貯留が可能です。

また、マンホールトイレの貯留量についてのご質問でございますが、当町が採用することとしている貯留型マンホールトイレは、貯留管を既設の下水道管に接続し、最下流部に貯留弁が設置される構造になっております。

貯留弁は通常閉じており、ある程度、排せつ物がたまった際に、貯留弁を開放して排水することができるということのため、下水道が使用可能な場合は、排水することにより、上限なく使用が可能となります。

また、下水道が使用できない場合、貯留弁は開放せずにくみ取りを行い、貯留管を空にいたしますが、町がし尿を投入している千曲衛生センターにつきましては、し尿及び浄化槽汚泥などを衛生的に処理し、真水と汚泥肥料に分け、真水の部分を河川に放流する、河川放流方式をとっておりますことから、下水道が使用できない場合についても、投入及び処理が可能となっております。

貯留型マンホールトイレの場合、維持管理頻度が1日1回から2回と少ないことや、地中に埋設されている排水管に、あらかじめ水洗用水を貯水することが可能な方式であることから、下水道接続による排水とくみ取りの双方に対応でき、有事の際に柔軟に対応できるといった利点があります。

なお、国土交通省の下水道BCP策定マニュアルのマンホールトイレ設置指標では、1基に

つき100人分の貯留が基準とされており、町で設置するマンホールトイレにつきましては、1か所当たり5基のトイレを設置できる設計であり、約500人分のし尿を貯留できるものと想定しております。

東日本台風の際、町内の避難所に避難した方は、1避難所当たり平均で120名ほどであり、この数値を参考にしますと、町のマンホールトイレにつきましては、約4日間の貯留が可能となるものと考えております。

これは、先ほど申しあげましたように、下水管の下流のほうが使える場合はですね、上限なく使えるわけでありますが、そうでない場合にこのような貯留ができるということでありませぬ。

このように、マンホールトイレは、運用面において大変有効であり、簡易トイレや仮設トイレと併用することにより、避難所の衛生環境に関する需要に応えられるものと考えておりまして、町といたしましては、有事の際に最大限の効果が発揮できるよう、環境の整備に引き続き努めてまいりたいと考えているところであります。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、災害対策について、イの災害時トイレについてのうち、備蓄している凝固剤式トイレについてと、ロの備蓄食料品の消費期限での入れ替えについて、ハの災害関連死審査会設置に関するご質問について、順次お答えいたします。

現在、町が保有しているトイレ関係の備蓄品につきましては、ポータブルトイレ用便座が51基、災害用簡易トイレ用のワンタッチテントが40張、排せつ物凝固剤セットが4、100回分、災害時簡易トイレ2基がございます。

災害時の避難所のトイレにつきましては、避難所の被災状況にもよりますが、順次整備するマンホールトイレに加え、上下水道が使用できる場合は、避難所のトイレを使用し、凝固剤を使用するポータブルトイレは補助的に使用する想定としております。

トイレ本体の避難所別配置予定数といたしましては、各小学校と文化センターの4施設に避難所を開設した場合には、1避難所当たり、ポータブルトイレは10基設置が可能であり、小学校の避難所には、マンホールトイレ5基と合わせて15基のトイレの設置が可能となります。

また、備蓄品を増やす考えといたしましては、トイレを含めた備蓄品について、予算や収納場所など総合的に判断しながら、確保に努めてまいります。

次に、凝固剤式トイレを避難者が自宅に持ち帰っての使用を想定しているかのご質問でございますが、自宅で凝固剤式トイレを使用するような状況を考えますと、上下水道が被災しているなどの状況が想定されます。

その場合、トイレ以外にも自宅の生活に支障を来していることが考えられるところであり、そうした場合には、避難所への避難をお願いするところでありますので、備蓄品の凝固剤について、各個人宅へ配布することは想定しておりませぬ。

町といたしましては、まず避難所での生活体制の確保に活用してまいりたいと考えており、町総合防災訓練や出前講座などの機会を捉えて、トイレの凝固剤を含めた、家庭における災害への備えについて、周知してまいりたいと考えております。

次に、備蓄食料品の入れ替えについてお答えいたします。

賞味期限が切れた備蓄食料は品質が劣化し、食品衛生上のリスクが高まるため、期限が切れた食料は適切に廃棄し、新たに補充することで、食料品の安全性を確保しております。

町では、賞味期限が切れる前の備蓄食料について、町総合防災訓練などのイベントのほか、各地区や小学校などで開催される出前講座の際にも、皆さんに配布することで活用を図っております。

備蓄食料を実際に手に取り、また、召し上がっていただくことで、各家庭での備蓄品の確保や、万が一被災したときの対応などを意識していただき、地域の防災力の向上につなげていただくとともに、処分量の削減につながる取組として、毎年実施しているところであります。

廃棄処分となる備蓄食料を減らすことも、地域社会にとって欠かせない取組の一つと考えており、その方法について引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ハの災害関連死審査会設置についてのご質問にお答えいたします。

地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではない災害関連死については、従来、明確な定義はありませんでした。

しかし、災害関連死を減らすためには、まずはその実数を把握することが重要であるという認識の下、平成31年4月に内閣府において「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されました。

災害弔慰金の支給等に関しましては、災害に起因した生活環境の悪化などによって死亡した場合なども、市町村が災害により死亡したと認定した場合には支給の対象としており、同法において「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」とされております。

町におきましては、坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例において、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、坂城町災害弔慰金等支給審査委員会を置くこととしており、委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者により構成されると定められております。

町といたしましては、災害等の状況に応じてこの審査委員会を設置し、調査審議をしてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** ご答弁いただきました。一つ二つ質問させていただきます。凝固剤式トイレに

ついてなんですが、これは各自で当然備蓄、上下水道が使えないときのために凝固剤式トイレを備蓄するわけですが、これは大体1週間分ぐらいというふうな話だと思うんですが、それを過ぎちゃった場合ですね、使い切っちゃった場合については、それまでに外から配布があればいいんですが、町のほうとしては、なくなっちゃったんだけど、何とかしてくれないかというようなことに対する支援というのはあるんでしょうか。

それと、備蓄の食料品なんですが、入れ替えるタイミングというのをちょっと聞きたかったんですが、例えば消費期限が1か月ぐらい残っていると、それとももうぎりぎりまでは置いておいて交換するののかということを、もう一つ伺いたいと思います。

以上ですが、お願いします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問にお答えいたします。

まず最初に、凝固剤式トイレの数が終わった後の補充についてというご質問でございますが、町では、長野県市町村災害時相互応援協定というものを長野県の全市町村と締結しており、この中に物資等の提供及びあっせんの応援をすることとしており、食料や飲料、医療薬品、医療品などが供給されるように、県や国と連携して物資の支援を行うと定めております。こちらの協定を使いまして、当町のもものが不足した場合には、すぐさま支援を要請していきたいと考えております。

それから、もう1点、備蓄食料の入替えのタイミングということでございますが、食料については、おおむねストックしているものについては、5年間の消費期限がございます。これを平準化といいますか、各年同数を補充できるように、5年間で5等分しまして、1年ごとに入れ替えていくということでございます。ですので、大きなものをまとめて入れ替えるのではなく、毎年定量ずつを入れ替えていくということでございますので、その年度の中での賞味期限について、賞味期限前に新たなものを入れ替えて、適切な処分をしていくというような対応を行っております。

**9番（玉川君）** お答えいただいたんですが、すみません、5年の中でもってローテーションというのは理解できたんですが、消費期限直前にもう切れちゃう、もう何日かで切れちゃうよというときに替えるのか、それとも1か月前ぐらいに入れ替えるのかということを伺いたかったんですが、お願いします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

期限につきましては、毎年一応期限いっぱい、年度末までの期限ということで商品の入替えを行っており、その前に新たなものを購入して入れ替えるということですので、ある程度といいますか、一月以上の賞味期限を残したものを新たに補充していくという形で対応しております。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。そうするとですね、1か月ぐらいは余裕を持っている

ということなので、先ほども、できるだけ廃棄を少なくされるということで考えていらっしゃるというお話でしたが、配布の場所ですね。防災訓練のときなんか思い切って、試食というレベルを超えて、替えるものだったらあるだけ使っちゃうとか、そういったことも検討していただきたいと、これは要望させていただきます。

それで、凝固剤式のトイレなんですけど、当然避難するわけですから、状況によっては自宅をもって備蓄しておいたんだけど、それが駄目になっちゃったと。使えない、持ち出せないという場合もあるので、避難者ならば避難所以外での使用も考慮して、使ってもいいよというようなことも、柔軟に対応していただきたいと思います。

災害関連死の審査会設置についてはですね、災害の状況を見てというようなお話でしたが、これは、できれば事前に設置をしておいて、町民が生活再建を順調にできるようにしていただきたいと、これも要望をしておきます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時52分～再開 午前10時02分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、11番 柘津明子議員の質問を許します。

**11番（柘津さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. デジタル教育について

イ. GIGAスクールについて

文部科学省では、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和5年度までに1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備の取組を進めていた中、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大と新しい生活様式への対応を受け、計画が前倒しされました。当町でも令和2年度から町内の小中学校に児童生徒向けの1人1台の端末と高速ネットワークなどの整備をし、令和3年度から運用が開始となりました。

経験したことのない生活と急激に進んだデジタル化という目まぐるしい変化の中、教育の質を低下させることなく乗り越えることができたのは、教育長をはじめとした町職員、教育関係者の皆さんの努力のたまものだと感謝しております。

新型コロナウイルス感染症も、感染症法上の分類が5類となり1年がたち、GIGAスクール構想もいよいよネクストステージに進むのではないかと期待しているところであります。そこで4点お伺いいたします。

1点目として、GIGAスクール構想によって児童生徒向け学習用端末を1人1台導入してから4年が経過しましたが、ICT機器の活用状況とその効果をお伺いいたします。

2点目として、先生方のICTサポート体制はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、次期ICT機器の更新に向けて、課題はあるのでしょうか。

4点目として、ICT機器を使うことによる視力低下や姿勢不良など、児童生徒への健康被害の報告はあるのでしょうか。また、今後の対策はどのように考えているのでしょうか。

次に、ロ. 今後の教育について。

私たちの生活において、コンピュータやインターネットは、もはや必需品です。子どもたちの世代は、生まれたときからデジタル環境に触れているデジタルネイティブ世代と呼ばれることもあります。しかし、急激に進んだICTを使ったデジタル環境において、情報モラル教育が追いつかなかったのではないかと危惧しています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、児童生徒が自ら判断してデジタル社会を安全に行動できる能力を育成する教育が必要だと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2点目として、デジタル化が急加速する中、今後ICTを活用した教育をどのように進めていくのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**教育長(塚田君)** 1. デジタル教育についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想につきましては、全国の学校においてICT機器を活用し、児童生徒一人一人の個性に合わせた教育を推進するとともに、情報活用能力を育成し、高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであり、町では、令和2年度に国の補助金を活用し、児童生徒1人1台の学習用端末と、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワーク環境の整備を行い、令和3年度から運用を開始しております。

ご質問の、これまでのICT機器の活用状況といたしましては、令和5年度の全国学力・学習状況調査における小学6年生、中学3年生を対象としたアンケート結果において、授業における1人1台端末のICT機器の使用頻度についての質問に対し、ほぼ毎日使用している、週3日以上使用していると回答した町内小中学校の児童生徒の割合は、小学生が93%、中学生は92.8%と、60%前後となっている県や全国の平均を上回る結果となりました。

また、ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うかという質問に対しては、町内では9割を超える児童生徒が役に立つと思うと回答しており、この結果から、多くの児童生徒が学習に有用であるという実感を得ながら、学校におけるICT機器の活用が進んでいるものと捉えております。

また、ICT機器の導入による効果についてであります。直接的な学力向上への効果につきましては、全国学力・学習状況調査や町が独自に実施している学力調査を通じ、長期的に検証していく必要があると考えております。

一方、町内小中学校では、ICT機器を活用した協働的な学びを推進するため、1人1台端末の導入に合わせ、町内小中学校の教職員で組織する坂城町学校職員会が中心となって、児童

生徒4人1グループによる協働学習を取り入れ、互いに学び合い、深め合う学習に取り組んでまいりました。

先ほどのアンケート調査の結果におきましても、クラスの友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているかという質問に対し、当てはまると回答した児童生徒の割合は、小学生で82.9%、中学生は87.3%と、こちらも県及び全国平均を上回っており、従来の一斉学習とは異なり、児童生徒が1人1台端末を活用して意見を交換し、互いに助け合うことで学びを深めていく環境が徐々に浸透しているものと考えております。

また、リモート授業ができる環境が整備されたことも、児童生徒の学びの保障という観点から大きな効果であり、コロナ禍で始められたリモート授業ですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、インフルエンザによる学級閉鎖の際や、不登校傾向の生徒が通う中間教室において、引き続き授業の配信を行い、学習の継続に取り組んでおります。

このほか、教職員の業務の効率化という面においても、1人1台端末を活用することで、成績やアンケート集計の省力化、教職員間の情報共有が容易になるなどの効果がございました。

次に、教職員へのICTに関するサポート体制についてのご質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想の推進にあたっては、町内小中学校の教職員で組織された学校職員会が中心となり、学校におけるICTの活用と授業改善の取組が進められております。

町といたしましては、学校職員会による主体的な活動を支援するため、ハードの整備だけではなく、町が委託したICT支援員が週1回ずつ各校を巡回し、端末やアプリケーションの操作・設定をサポートするほか、ICT機器の利用に関する相談や要望に対応できる体制を取っております。また、学校職員会が主催する研修会の講師に係る予算を確保し、教職員の資質向上と授業改善に向けた取組を支援しております。

次に、次期ICT機器の更新に向けた課題についてのご質問にお答えします。

国ではGIGAスクール構想により全国で当初整備された1人1台端末が更新の時期を迎えることから、GIGAスクール構想の第2期として、児童生徒の学びの充実に向け、自治体への指導支援、教師の指導力向上支援のさらなる強化を図るとともに、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成の状況を踏まえた指導内容の改善などを一体的に行うこととしております。

また、教育のDX推進における課題として、端末の日常的な活用を図るため、教職員のICT活用指導力の向上や、デジタル教科書の活用、端末の活用に対応できる十分なネットワーク速度を確保することなどが挙げられており、各自治体に対しても、こうした課題を踏まえ、端末やネットワークの整備、端末の利活用、校務DXについて、計画を策定・公表し、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組むことが求められております。

町といたしましては、今年度中にこれらの計画策定に取り組み、現行の1人1台端末が運用から5年を経過する令和8年度を目途に次期端末の更新を計画してまいりたいと考えております。

なお、次期端末の整備にあたりましては、国の予算により各都道府県に基金が創設されており、都道府県単位で共同調達を行うことで基金を財源として活用できる仕組みとなっております。長野県においては、今年度から県内市町村が参加する長野県GIGAスクール会議を発足し、共同調達に関する検討を進めております。

また、県内で先行する自治体におきましては、令和6年度に共同調達を実施する予定があることから、よりよいICT環境の整備に向け、先行自治体の状況も踏まえながら、次期端末への移行準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ICT機器を使うことによる視力低下や姿勢不良、正しい姿勢が取れないなど、児童生徒の健康状況についてのご質問にお答えいたします。

特に視力につきましては、文部科学省が昨年11月に公表した学校保健統計によりますと、裸眼視力1.0未満の小学生の割合が全国平均で37.9%、中学生では67.2%と過去最悪の結果となり、長野県におきましても、全国平均は下回ったものの、過去最悪の結果となっております。

しかしながら、小中学生の視力低下につきましては、1人1台端末導入以前からその傾向が続いており、家庭におけるタブレットやスマートフォン、携帯ゲーム機などの普及も大きな要因となっているものと考えております。

また、姿勢不良につきましても、スマートフォンやICT機器の使用による影響が指摘されており、特にコロナ禍以降は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、小中学生の体力、運動習慣が低い水準で推移しており、筋力の未発達な児童の姿勢悪化が懸念されております。

一方、ICT機器につきましては、現代社会において不可欠なものとなっていることから、学校の授業におきましては姿勢等に配慮しつつ、長時間使用による健康への影響、適度な休息、運動習慣の形成と併せて、児童生徒と家庭への啓発に取り組む必要があると考えております。

続きまして、口の今後の教育について、児童生徒が自ら判断してデジタル社会を安全に行動できる能力を育成する教育についてのご質問にお答えいたします。

今日、現代人が1日に触れる情報量は、江戸時代の1年分、平安時代の一生分と言われ、日々あふれる大量の情報に触れることは、子どもたちも例外ではありません。1人1台端末の導入により、情報収集は容易になり、わからないことがあれば、すぐインターネットで調べることができます。情報の中には間違った情報も含まれています。間違った情報は、そのまま伝えてしまうことで間違った情報を拡散するだけでなく、間違った情報を基に判断すると、正

しい判断を下すことができないおそれがあります。大量の情報に触れることができる現代だからこそ、その情報が正しいのか、しっかりと判断しなければなりません。

このような時代においては、情報を様々な角度から検討したり、他の情報と組み合わせたりして、情報を選択し、情報を基に自分でしっかりと考え、自分の意見を表現する力が求められています。

先ほど申し上げましたが、GIGAスクール構想第2期における国の取組におきましても、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成が掲げられており、今後の重要な課題であると捉えています。

現在、各学校では、ICT支援員による情報モラル学習や、人権学習の一環として正しいインターネット利用について啓発を実施しております。今後、子どもたちが成長して社会に出て行くことを見据え、個人情報の取扱いや、インターネットの情報に対する事実確認（ファクトチェック）など、ふだんから意識すべきことを学ぶとともに、得られた情報などの見方や活用の仕方等、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身につけるよう、情報モラル、情報活用能力の向上について、国の教材などを活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デジタル化が急加速する中、今後ICTを活用した教育をどのように進めていくのかというご質問にお答えします。

教育におけるICT機器の位置づけにつきましては、機器を利用すること自体が目的ではなく、子どもが主人公となる学びにおいて、自らが選択し、考え、表現する学習の中で、どの場面においてもツールとしてICT機器が活用されることを目指すべき姿と考えております。

まず、選択するにつきましては、デジタル化や技術革新により将来の変化を予測することが困難な時代においては、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力に加え、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断すること、さらに検索する際の切り口や情報源の信頼度などを取捨選択する能力であり、生きる力を育成する上で、大変重要な要素となるものと考えております。

また、考えるにつきましては、学校における学びの在り方について、教師が生徒に教えるという関係だけではなく、子ども同士で互いに学び合い、考えを深めていく、協働的で探求的な学習を目指して、現在も推進している児童生徒4人1グループ等による対話的・協働的学習を軸とした授業改善に取り組んでまいります。

そして、表現するにつきましては、児童生徒の情報活用能力の向上という面においても、基本的な端末操作の習得に加え、自らの考えを表現する活動において、1人1台端末の活用を進め、自らの考えを積極的にアウトプットすることを目指しております。

このような学びの在り方を坂城町の学校全体で進めていくため、学校職員会では、学校の垣根を超えた授業公開による教職員同士の情報交換と授業研究、外部講師による全体研修に取り

組んでおります。

今後におきましても、町教育委員会では、学校職員会を中心とした授業改善、学びの在り方の研究を支援していくとともに、学校の要望を踏まえながらICT環境の整備を進め、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（柘津さん）** ご答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症法の分類が5類になり1年がたった今だからこそ、一旦立ち止まり、しっかりと振り返りをし、本当の意味で教育のデジタル化のあるべき姿を考え、ネクストGIGAスクール構想を練っていく必要があると考えます。

私が考えるネクストGIGAスクール構想で特に重要なことは、三つあります。一つ目は、対話です。新型コロナウイルス感染症をきっかけに、他人との接触を避ける技術の導入が一気に加速しました。コンビニなどはセルフレジになり、飲食店の一部もセルフオーダー式に変わり、人と会話をする理由がなくなりました。対話という人間らしい能力をもう一度呼び起こし、対話を通じて他者との協働する力を習得してほしいです。

二つ目に、デジタル・シティズンシップ教育です。デジタル・シティズンシップ教育とは、デジタル機器やインターネットなしには生活が成り立たない時代において、情報リテラシーやモラルを押さえた上で、自律的にICT環境を活用できるようにするための教育のことです。ぜひデジタル・シティズンシップ教育を通じて、デジタル社会を安全に行動できる能力を身につけてほしいです。

インターネットの世界は、公共の場です。大人も子どもも、インターネットの世界の公共の作法、振る舞いをしっかりと学ぶ必要があります。公共の場でのSNSは、使い方次第で拳銃や刃物、車と同じように人をあやめる危険性があります。言葉は凶器にも花束にもなり得ます。そのために、まず正しい知識取得が重要です。知識が子どもを立ち止まらせると考えます。

三つ目は、主権者教育です。主権者教育とは、政治の仕組みについて必要な知識を習得させることにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の1人として主体的に担うことができる力を身につけさせることを目的とした教育であると、文部科学省が定義しています。

子どもたちには、正しい主権者教育を学び、自分や他の人への責任や影響を考えて取るべき行動を考えることができる人になってほしいと切に願います。

次に、2. ふるさと納税について。

イ. 更なる活性化に向けて

3月11日、朝日新聞に、米国に本部を置くECプラットフォームの巨人である企業が、ふるさと納税に来年にも参入へという記事が掲載されました。総務省によりますと、ふるさと納税による寄附額は、年々増加を続け2022年度は9,654億円に上り、2023年度には

1兆円市場を超えるのではないかとされています。

現在、仲介サイト業では国内4社がシェアを争っていますが、この海外企業がふるさと納税の仲介サイト業に参入するとなれば、業界の勢力図が大きく変わることは間違いありません。何度と変わる法改正の中、税金が仲介手数料として海外の企業に流れることも含め、一度立ち止まり、もう一度ふるさと納税の仕組みやお金の流れを再確認すべきと考えます。そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、2008年開始から現在に至るまでの制度改正の内容をお伺いいたします。

2点目として、現在までの仲介手数料の推移と、現在大手企業が中間業者として参入する話がありますが、町の対応と今後の影響をどう考えているのでしょうか。

3点目として、返礼品の選考基準と返礼品を増やすための町の方策はあるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま祢津議員さんから、ふるさと納税についてのご質問を受けました。順次お答えします。

まず、ふるさと納税制度につきましては、故郷への恩返しという思いから、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平成20年度、2008年度に創設されました。

また、ふるさと納税は、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会であり、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になるとともに、地域の在り方を改めて考えるきっかけとしての意義もあるとされております。

ご質問の2008年の制度開始から現在に至るまでの制度改正の内容についてではありますが、ふるさと納税は、生まれ故郷や応援したい市町村など、任意の自治体に適用下限額である5千円以上の寄附をすると、それを超えた額が寄附金控除として、所得税・住民税から控除される制度としてスタートし、当町におきましても、平成20年度、2008年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさと納税の受入れを開始いたしました。

当町にお寄せいただいた寄附金の使い道といたしましては、ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援、歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援、花と緑ばらっぱいのふるさとさかきを応援、ふるさとさかきのまちづくりを応援の四つの分野から、それぞれの思いに合った分野を選んで応援していただくこととしております。

また、平成28年度には、インターネット上でふるさと納税の入り口となるポータルサイトを開設し、寄附金の受付及びクレジット決済の導入など、全国から寄附を受けやすい仕組みを整えるとともに、果樹等生産農家や町内事業所のご協力をいただき、様々な特産品を返礼品として用意するなど、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形で運営を開始したところであります。

国の制度改正の主な内容につきましては、控除対象となる寄附金のうち5千円を超える部分が控除の対象となっておりましたが、平成24年度の改正により、その金額が2千円に引き下げられ、寄附者にとって利用しやすい環境になりました。

平成27年度の制度改正では、地方創生のさらなる推進を目指して、所得額に対しふるさと納税として控除できる限度額を約2倍とし、また、給与所得者等が控除に必要な確定申告を行わなくとも納税メリットが受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が追加されました。

一方、令和元年度の制度改正では、ふるさと納税制度のルールが厳格化され、ふるさと納税制度に参加できる自治体は総務大臣が指定し、制度の運用基準を守れない自治体は指定しない方針が打ち出されました。

また、新たな基準として、返礼品の金額は寄附額の3割以下にすること、返礼品は地場産品に限ること、返礼品の卸値や送料、管理等に係る委託料などの募集に関する経費は寄附額の5割以下にすることが制度の運用基準に加えられました。

令和5年度の制度改正では、ふるさと納税の募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とすることとされたほか、新規で返礼品を提供する場合は、事前に国への確認が必要になりました。

このようにふるさと納税制度は、制度本来の趣旨に沿った運用が適正に行われるよう、その都度見直され、過度な返礼品競争を防ぐなど、ルールの厳格化がなされているところであります。

次に、仲介手数料の推移についてであります。平成28年度から開始した当町のふるさと納税ポータルサイトは、利用開始時には、1社に運營業務を委託しておりましたが、令和元年度からは3社、4年度からは5社、5年度から6社と業務契約を取り交わし、ポータルサイト数を増やしてきており、それぞれのポータルサイトの特色を生かし、より多くの方の目に触れることで、当町に関心を持っていただき、応援いただけるよう努めているところであります。

なお、ポータルサイト運営会社に支払う仲介手数料につきましては、受け入れるふるさと納税金額に対する割合となっており、開設当初8%で契約をした運営会社は、昨年より10%に変更となりましたが、それ以外の運営会社は契約時から変更なく、それぞれ10%前後の仲介手数料となっている状況であります。

また、ご質問のありました大手仲介業者の参入につきましては、報道等については確認しておりますが、直接お話を聞きしておらず、運營業務内容等の詳細は承知していないところであります。

今回報道がありましたこの外資系大手企業は、ネット通販によるシェアが国内トップクラスであり、このネット通販を利用される多くの方が、こちらのふるさと納税サイトを閲覧し、利用されることも見込まれるところであります。

今後、運營業務等の具体的な内容が示された段階におきまして、当町の魅力を伝える機会として有効であるかなどを含め、対応について検討したいと考えているところであります。

次に、返礼品の選考基準についてであります。返礼品の内容は国により基準が示されており、当町においてもふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項を定め、返礼品の条件として、国の基準に適合することを示しているところであります。

国が示す基準では、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品として、プリペイドカード、商品券、電子マネーなど金銭類似性の高いものや、電気・電子機器、家具、貴金属、時計、カメラなど資産性の高いものなどが挙げられ、また、返礼品の調達費用が寄附額の割合として3割を超えないこととされているなど、県を通じた国による確認も含め、その取扱いについては、厳格な対応が求められているところであります。

次に、返礼品を増やすための当町の方策であります。当町からの返礼品につきましては、その8割以上をシャインマスカットやナガノパープルなどの果樹が占めており、ポータルサイトに掲載されるとすぐに品薄になるなど、大変人気のある返礼品となっております。

このような状況を踏まえ、人気のある果樹類の返礼品につきましては、農協などの関係団体の協力も得ながら、出品登録者と出品数量の確保に努め、さらなる充実と拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、さかきブランド事業補助金やコトづくりイノベーション補助金の活用により、既存商品などの改良や新たな製品の開発・商品化により、魅力ある返礼品のラインナップを増やすことも一つの方策と考えております。

今後も、ふるさと納税を通じて、より多くの皆様に町の魅力や特産品を積極的に発信し、町を知っていただく機会とするとともに、坂城町に思いを寄せていただける方が一人でも増えるよう内容の充実を図り、寄附をしていただいた皆様の思いに応えられるよう、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**11番（柵津さん）** ご答弁いただきました。私の個人的な考えですが、ふるさと納税が本来の趣旨から遠のいている気がします。ポータルサイトに外資系の企業が参入すること自体はよいことと思う反面、本来、ふるさと納税という仕組みがなければ、その税全てが各自治体の税収となります。この大事な税収が海外へ流出されることには違和感があります。この参入を機に、国にも制度設計や見直し等を要望していただきたいと考えます。

とはいえ、ふるさと納税をすることで各地域の特産品や情報を知ることができ、寄附した地域に対して親近感を抱き、応援するきっかけにもなります。坂城町にはまだまだ気づいていない宝が地域にあると思います。町内企業同士がコラボするなど、町内企業の技術を最大限に生かし、商品開発、販売ができるようになれば、その商品がふるさと納税の返礼品になり得ると考えます。ふるさと納税は、そのきっかけづくりになる最適なツールです。ぜひ商工会等とも

協力し、企業マッチング等ができる仕組みづくりをお願いしたいと思います。

次に、3. 詐欺について。

イ. 詐欺被害を防ぐために

警視庁によりますと、2023年のSNSを通じて投資を勧めるSNS型投資詐欺と恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取るロマンス詐欺の被害件数は、合わせて3,846件で、被害額は455億2千万円で、オレオレ詐欺など特殊詐欺の被害額約441億2千万円を上回ったとの発表がありました。

また、日本クレジット協会によりますと、2023年1年間のクレジットカードの不正利用も、過去最悪の540億円に上っています。特殊詐欺の手口も、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などの電話でお金詐欺のほか、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺などの新しい詐欺や増加するクレジットカード不正利用など、被害額も急増しているため、早急に対応が迫られています。そこで、2点お伺いいたします。

1点目として、過去5年の特殊詐欺の手法や被害金額、被害件数等の状況をお伺いいたします。

2点目として、被害防止のために幅広い世代への周知の徹底が必要だと考えますが、町のご見解をお伺いいたします。

**住民環境課長（山下君）** 詐欺について、イ. 詐欺被害を防ぐためにのご質問にお答えいたします。

最初に、過去5年の特殊詐欺の被害件数及び被害金額の状況をご説明いたします。長野県内では、令和元年は125件で、2億3,787万円、令和2年は125件、2億9,678万円、令和3年は155件、2億6,894万円、令和4年は198件、5億6,231万円、令和5年は227件、9億8,148万円となっており、うち千曲警察署管内では、令和元年は8件で、752万円、令和2年は6件、3,780万円、令和3年は5件、2,399万円、令和4年は10件、3,423万円、令和5年は18件、2,043万円でありました。

詐欺の手口といたしましては、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺、金融商品詐欺による被害が多くなっており、全体として件数、金額とも増加している状況であります。

被害者としては、依然として高齢者が中心で、その半数が女性といった統計が出ており、詐欺の内容といたしましては、偽装した公的機関や銀行からの電話を装った手口が増加しております。

長野県は高齢者の割合が全国平均よりも高い地域であり、高齢者を狙った電話詐欺が多く発生していることから、このような被害の抑止のため、町では、年金支給日の金融機関での詐欺被害防止の啓発活動といった高齢者への対策や、幅広い世代への周知方法として、防災行政無線での呼びかけや、すぐメールでの注意喚起のほか、千曲警察署と連携し、地元のプロバス

ケットボールチームの試合開催に合わせた街頭啓発活動や選手にご協力いただいたポスターの掲出などで周知を図っているところでございます。

また、町では高齢者を対象として録音機能や音声による迷惑電話防止のメッセージを備えた電話機の購入に対して、補助金を交付しており、町民の方には広くご利用いただいているところでございます。

年々手口が巧妙化してきている特殊詐欺については、これといった特効薬はなかなかありませんが、今後も地道な啓発活動を続けることで、被害の防止と抑制に努めていくことが重要であると考えております。

地域社会と連携し、継続的な情報提供や注意喚起を行いながら、一人一人が詐欺の手口を把握し、冷静な対応ができるよう支援してまいりたいと考えております。

**11番（祢津さん）** ご答弁いただきました。詐欺に遭わないために、まずやるべきことは、やはり幅広い世代への徹底的な周知と金融リテラシー教育だと考えます。今、物を買う、支払うといったお金の形というものが大きくさま変わりをし、プリペイドカードの普及、電子マネーやクレジットカード決済などにより、以前と比べ、現金を使わずに買物をする機会が格段と増えてきています。

コンビニエンスストアなどで、多くの方がスマートフォンで買物をしている場面を見かけることがよくありますが、クレジットカードや電子マネーなどの現実に見えないお金での買物に慣れることにより、使った分だけお金が減る感覚が薄れ、お金の価値観やお金の使い方を知らないまま大人になってしまう子どもが増えるのではないかと危惧しています。

だからこそ、早急に子どもも大人も金融リテラシー教育が必要です。金融リテラシー教育を進めることで、特殊詐欺や投資詐欺、多重債務、借金トラブルなどを未然に回避できることにもつながっていくものと考えます。

金融庁のホームページを見ますと、小学生や中高校生、社会人など、年代別に学べる金融リテラシー教育の教材がいくつか掲載されています。ぜひ皆さんにご確認いただき、一人でも多くの人に金融リテラシーを学んでいただきたいと思います。

町におきましては、これ以上の被害が出ないように、あらゆる手段を使って周知の徹底をお願いしたいと考えます。自分はだまされない、その過信が一番危険なのです。

まとめとしまして、4月25日の信濃毎日新聞で、消滅可能性自治体についての記事が掲載されました。私はこの公表に関して違和感があり、正直浮き足立つ必要はないと考えています。なぜなら、町長の招集の挨拶でもありましたが、出生率は全国的に下がっており、東京一極集中の是正も含め、国全体で対策を講じる必要があると考えるからです。

私には消滅自治体の記事より衝撃だったのが、4月21日の信濃毎日新聞の自治体退職者10年で2倍の記事です。役場職員の業務の内容は多岐にわたり、細分化され膨大となってい

ます。人員減と業務量の増大、そこに新型コロナウイルス感染症対策や国からの権限移譲で業務はさらに増大、そして、デジタル田園都市国家構想実現に向け、ここ数年はさらにさらに業務が増大しているのではないかと危惧しています。

日本、特に行政において、一度始めたらやめられないことが制度化し、形骸化されているものがあるはずです。必要がないとわかっているのに続けていることはやめ、必要だとわかっているのに、やめてしまったことは進めるなど、もう一度既存業務の見直しをし、業務のスリム化をしてほしいと願います。

また、業務の高度化、多様化する行政の仕事内容の中には、専門知識を必要とする場合も多くあると推察します。その対策としてしっかりと予算を取り、外注や委託できる部分は、専門家をお願いするなどの対策や、専門的部署の区分け、専門職の増員等を検討すべきだと考えます。

職員は町の財産であり、役場は人材の宝庫です。役場は役に立つ場なのです。職員が *w e l l b e i n g* な働き方、生き方をしなければ、*w e l l b e i n g* な町にはなりません。人口減少を議論する前に、今、目の前にいる町民一人一人や職員一人一人を大事にすることがこの先、人口増加につながるのではないかと私は考えます。人の数から暮らしの質へ、そんなシフトチェンジができる町になるよう、切に願います。

以上で私の一般質問は終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

**14番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 改正地方自治法についてお尋ねします。

この改正地方自治法についてですが、以後、批判的意味を込めまして、改正ではなく改定ということで言葉を変えることにします。どうぞよろしく願いいたします。

イ. 町長の見解を求めます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の蔓延や大規模な災害などに対応するためという理由で、閣議決定だけで、こうした非常時に国が自治体に指示権を発動できる規定を盛り込んだ地方自治法改定案が衆議院で可決し、参議院で現在審議されております。

2000年、平成12年の地方自治法改正では、国と地方自治体の関係を上下・主従との関係から、対等・協力という形に変わりました。従来の機関委任事務を廃止し、地方自治体の事務を法定受託事務と自治事務に分けました。その中で、国の地方自治体への指示権は、個別法に規定された法定受託事務に限られました。しかし、今回の地方自治法改定案では、自治事務

にも国の指示権行使を可能とするものであり、地方分権から集権への逆流となっております。

地方自治法改定案では、「大規模な災害、感染症の蔓延、その他」と規定し、その場合、閣議の決定を経て、地方自治体に対し、必要な指示をすることができるとしております。国会審議では、コロナや大災害において、現行個別法が想定しない事態があったのかとの問いに、岸田首相は、具体的な事例は示すことができませんでした。

そしてまた、「その他」という点でも、どのようなケースがあてはまるのか、この点についても全く答えることができませんでした。

さらに、安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある場合との表現では、指示の範囲が際限なく広がりかねないものとなっております。

参議院での参考人の質疑では、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応などは、今あるそれぞれの個別の法律で十分機能できるということを話しております。

改定される内容は、日本国憲法では、地方自治を明記しており、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思に基づく住民自治を保障しております。このことから、今回の地方自治法改定案は、憲法に反する改悪と言わなければなりません。

さらに重要なのは、自民党の改憲草案には、「緊急事態に際して、首相は地方自治体の長に必要な指示ができる」と規定しております。自民党の目指す憲法改定の先取りとして、改定地方自治法に緊急事態条項を盛り込む、こういうことになります。

地方自治体の首長は、住民の福祉と命、財産を守るという重大な責任を担っております。しかし、今回の議会初日の招集挨拶で、町長はこの点について一言も触れませんでした。このような自治法改定について、町長の見解を求めます。よろしくお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから改正地方自治法についてのご質問をいただきました。順次申し上げます。

まず、我が国における地方自治については、日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とされ、地方公共団体の運営等に関する事項の大綱や、国と地方公共団体との基本的関係などが、地方自治法に規定されているところであります。

地方自治法におきましては、第11章に国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係が規定されており、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令によらなければ、国または都道府県の関与を受けることはないとされ、関与を受ける場合においても、その目的を達成するための必要最小限度のものとするともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされております。

また国は、国民の生命、身体または財産の保護のため、緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等、特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関して普通地方

公共団体に対する指示をしないようにしなければならないとされ、国の指示権については、災害対策基本法における非常災害対策や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における感染症対策の緊急の必要があると認めるときなど、個別法に規定される場合に限定されております。

さて、ご質問の、地方自治法の一部を改正する法律案につきましては、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査・審議する地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申に基づき作成されたもので、今年の3月1日に提出され、5月30日に衆議院本会議で可決後、現在は参議院での審議が行われているところであります。

法律案の概要といたしましては大きく3点あり、1点目は、情報システムの適正利用や公文書管理事務のデジタル化など、DXの進展を踏まえた対応のための規定の整備、2点目として、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設。そして3点目として、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設であります。

答申を行った地方制度調査会には、学識経験者や国会議員のほか、地方6団体の代表者が委員として参画しており、その会議において、私も属しているわけでありましてけれども、全国町村会の会長から、3点目の特例の創設に関して、非常事態への対応は、原則として個別法またはその改正等により行われるべきであり、地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定するのであれば、国と地方の関係は対等・協力の関係にあることを重く受け止め、あくまでも補充的なものとし、その範囲も限定すべきとの発言がありました。

また全国知事会では、法案が提出された3月1日に、地方自治法改正案の閣議決定を受け、国の地方公共団体に対する補充的な指示が、地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求めるとのコメントを発出しております。

そうした中、衆議院においては、安易な指示権の行使がなされないよう審議がなされ、国が指示権を発動した場合、その旨及びその内容を国会に報告するものとする修正案が出されております。

法律案につきましては、現在、参議院において審議中の案件でありますので、私から意見を申し上げる立場にありませんが、国会において十分な審議がなされることを期待するところであります。

いずれにしましても、私たち坂城町並びに地方公共団体は、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な災害の発生時など、住民の皆様の生命や身体、財産などに影響を及ぼす事態におきましては、国の指示を待つのではなく、それぞれの地域の特性や状況を考慮する中で、知恵を絞り、迅速な対応を図ってきたところであり、こうした対応は、現在審議中

の国の補充的な指示権の制定にかかわらず、私たち坂城町並びに地方公共団体の責務として、今後も果たしていくべきものと考えているところであります。

緊急事態のときに、国の指示を待ってぼんやりしているわけにはいきませんので、独自の判断で速やかに実行するという事は変わらないというふうに思います。

**14番（大森君）** いかなる態度になるかということについては、言明されませんでした。しかし、議案の案の中で、このことについて一体どうなのかという、危険性があるかどうか、あるいはよりよい内容のものかどうか、そして国民、そして町民に対して、この内容が悪影響を及ぼすんじゃないか。こういう将来まで見据えてですね、早い段階で判断され、反対することはしっかりと反対し、改正すべきところはしっかりと改正するという事も明言していただきたいというふうに思います。まあ、町長の見解でございますので、これ以上議論する余地もありませんので、そのことを一つ申し添えて、次の質問にいたします。

2といたしまして、町の今後の農業政策はについてお尋ねいたします。

イ。改定食料・農業・農村基本法案の見解についてお尋ねします。

今日の日本は、先進国で最低の食料自給率、崩壊の危機が広がる農業と農村、この危機をどう打開するかが問われているのではないのでしょうか。1999年の食料・農業・農村基本法の制定以来、今回が初めての改定であります。

しかし、その中身は、危機打開どころか事態をさらに深刻化し、国を滅ぼす亡国への道となるように思われてなりません。

改定案は、現行基本法で唯一目標として掲げていた38%という食料自給率、これはカロリーベースですが、そして食料自給率の向上を図るとしてきた食料自給率の目標が、いくつかの指標の一つに格下げされました。国民一人一人が良質な食料を安定的に入手できる重要性を食料安全保障の確保として強調していますが、自給率の向上を放棄して、良質な食料を保障することはできないと思います。

また、輸入については、食料安全保障の名の下で安定的な輸入及び備蓄の確保を図っており、これでは国内の農家の経営は成り立たず、担い手が激減するのは当然ではないでしょうか。

さらに、今、国会で議論になっているのは、食料供給困難事態対策法案であります。まず第1に、異常気象など食料不足の兆候が起きたら、農家に増産を要請するとしています。第2に、実際に食料不足が起きるなど、食料供給困難事態とされると、農家に対する要請から指示に切り替わり、農家に増産計画の届出を命じ、従わないと罰金を科します。第3に、それでも食料が確保されないとすると、さらなる増産など計画の変更を指示され、従わないとさらに罰金が科せられます。第4に、食料不足が深刻化すると、作付品目転換を含む計画変更を命じられ、国民には配給制度が実施されます。

これらの過程で必要があるとなれば、立入検査が実施され、帳簿などが調べられます。検査を拒んだり求められた報告をしないと、また罰金が科せられる。届出が計画どおりに生産していないとされると、名前を公表され、社会的制裁にさらされます。実質的に農家に作付を強制するものとなります。

平時には農業の崩壊を放置しながら、いざとなったら米や麦、サツマイモなどの作付を強制する。まさしく戦時さながらの戦時食糧法そのものではないでしょうか。

改定食料・農業・農村基本法及び食料供給困難事態対策法案について、町の見解をお尋ねいたします。

ロといたしまして、農家が希望を持てる農業政策は。

岸田政権の農業政策では、今見てきたように、町の農業・農家・農村は将来の見通しが立たないのではないのでしょうか。山村町長が進めたワイナリー構想は、一定の前進をしています。これだけでは希望の持てる町の農業政策とはなりません。以下の点について、ご答弁をお願いいたします。

まず一つは、今の町の農業の状況はどうなっているのか。

次に、町独自の希望が持てる農業政策について、どう考えているのかお尋ねします。

三つ目に、国連が推奨する家族農業について、町の方策はあるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

ハといたしまして、有機農業、オーガニック農業について、昨年9月議会での一般質問で、当時の課長の答弁では、ホームページ、広報誌で理解促進に努める、県やJAなど関係機関と連携して推進体制づくりを進めていくと答弁されました。

また、町長は、最後に私の質問に対し、非常に重要なテーマだ、有機農業を推進するということでは検討していきたいと、お答えをなさっています。この間どのような取組をされてきたのか、ご答弁願います。

有機野菜を学校給食に使うことで、地産地消の推進と地域循環型農業振興にできないか、この点もご答弁願います。

以上、農業問題についての質問の1回目といたします。

**商工農林課長（北村君）** 2の町の今後の農業政策はのご質問に順次お答えいたします。

農業政策の方向性を示す改正食料・農業・農村基本法が5月29日に参議院本会議で可決・成立し、今月5日に公布・施行されました。

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示す農政の憲法とも言われ、改正は平成11年の制定以来初めて行われるものとなります。

改正法のポイントといたしましては、食料安全保障の確保を基本理念に据えたほか、農業生産活動における環境への負荷低減、生産性と付加価値の向上で農業の持続的発展、食料の適正

な価格形成などが新たに盛り込まれ、国内生産の増大を基本に、国内の食料需要を満たすための安定的な輸入や備蓄を確保し、平時から食料危機に備えを講じるとともに、地域社会が維持されるよう農村の振興を図るといった内容となっております。

今回の法改正の背景といたしましては、昨今の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることなどが挙げられます。

具体的には、ロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢の不安や気候変動・温暖化に伴う農産物の収量の低下、世界人口の増加に伴い食料が輸入・確保できなくなるリスクの高まりに加え、日本国内における農業生産者の減少などによる農村集落の縮小や農業生産基盤の弱体化などの情勢変化があります。

改正法にのっとった施策の具体的な内容や食料自給率、安全保障の確保に関する目標値などについては、法の規定に基づき、食料・農業・農村基本計画で定められることとなっており、首相を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において来春までに策定することとなっております。

さて、ご質問の改正食料・農業・農村基本法に関する町の見解であります。当町も全国的な傾向と同様に、農業生産者の高齢化や減少に加え、昨今では農業コストの上昇や気候変動の影響など多くの課題に直面しており、町といたしましては、今回の改正法及び今後策定される食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策展開により、町内の農業の活性化を促せるよう努めてまいりたいと考えております。

また、食料供給困難事態対策法案につきましては、さきの改正食料・農業・農村基本法の食料安全保障を補完するものとなっており、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給の減少により、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時から必要な対策を政府一体となって早期から措置することを目的とした法案で、米、小麦、大豆などの供給が大幅に不足または不足するおそれがある場合に、政府が農家や販売者に対し、出荷・販売の調整、輸入の促進、生産・製造の促進を要請または指示できることを規定した内容となっております。

この法案につきましては、現在、参議院で審議中ですが、町といたしましては、国民が必要とする食料を、民間の流通在庫に頼るのではなく、国により計画的に備蓄していくことは必要な政策、法整備であると考えております。

続きまして、ロ．農家が希望を持てる農業政策はについてお答えいたします。

まず、町の農業の現状を、農林業センサスに基づく令和2年2月1日時点の数値としてお示しいたしますと、町内の総農家数が770戸、うち販売農家数が243戸あり、農業者の平均年齢は67.9歳という結果となっております。

次に、農家が希望を持てる町独自の農業政策につきましては、一例を申し上げますと、新規就農者支援補助金、荒廃農地再生利用補助金、ワインぶどう産地化補助金、果樹共済・収入保険の掛金補助、災害見舞金制度など農家個人に給付する補助事業などの町独自の施策を設け、農家を支援しているところであります。

また、農道やため池、水路の整備・改修工事などそれぞれの集落における営農環境を向上させるための事業なども行い、ハード・ソフト両面からの支援に取り組んでおります。

また、国連が推奨する家族農業に関する町の方策につきましては、国際連合は、2017年の国連総会において、2019年から2028年を国連家族農業の10年として定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求めています。

令和2年の農林業センサスによると、経営耕地面積が30アール以上または農作物別に規定される一定規模以上の農業経営を行う農業経営体が日本国内で約108万経営体ほどあり、このうち家族経営体は約104万経営体で、農業経営体全体の96%を占めているとの結果が示されています。

この結果は、町内においても同様の傾向であると考えられるとともに、EU、アメリカなど他の先進国と同等の水準となっております。

町の方策といたしましては、地域の実情に合った町独自の支援施策を引き続き実施するとともに、国や県の農業施策を一体的に推進することにより、より一層、希望を持って農業に取り組んでいただける環境づくりに励んでまいりたいと考えております。

続きまして、ハの有機農業の推進をについてお答えします。

オーガニック農業の町宣言をとして、これまでの取組の経過をというご質問であります、まずは宣言ということではなく、農業生産者の皆さんに有機農業について学んでいただく、ご自分の田や畑で有機農業が可能なのか、学習を通して考えていただく、そうした取組から始めていければと考えております。

これまで担当課において、先進事例の調査・研究等を行ってまいりました。まずは、有機農業を農業生産者に知っていただく機会を設けることとし、来月予定されている農業生産者が集う会議の場に県の担当者を招き、有機農業や環境に優しい農業、また、その認定制度などについて説明していただくことを計画いたしました。

そこで参加された農家の皆さんから、感想やご意見をお聞きする中で、今後の取組について、また参考にしてまいりたいと考えているところであります。

次に、有機野菜を学校給食に使うことで、地産地消の推進と循環型農業振興にできないかのご質問であります、有機農業の取り組む農家の販路の一つとして、学校給食の食材として使用し、農家から給食センター等へ農産物を供給する体制が整備されている市町村もございま

すので、この点につきましては、全国の先進市町村の取組等について、今後、研究してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** まず、再質問をさせていただきます。改定食料・農業・農村基本法、そして食料供給困難事態対策法等についてですね、必要な施策だというようなご答弁をいただきました。これまで日本の農業は減反減反、特に米農家にとっては非常にこれは推し進められてきました。そして、荒廃農地が増え、山林化していくという事態は町内でも起きているわけです。

日本の自給率が38%、一向に増えてこないです。しかし、先進国では70%あるいは100%を越す自給率の国があるわけです。日本も自給率を向上し、そして世界の飢餓、そしてまた食料に困難なところへ差し上げる、こういう努力がやはり必要ではないでしょうか。そういう点で、町の見解とすれば、私は非常にいら立ちを感じるところであります。

次に、農家が希望を持てる農業政策の点でありますけれども、この農林業センサスの調査でも、徐々に農地が減り、そして耕作されない農地も林野化されたりして、それが農地から外されるということで、目に見えて減ったふうには数字的には見えません。こういう状況の中でですね、やはり町の農業もしっかりと支えていく、そのことが必要だと思います。

具体的な支援策はいろいろと述べられましたけれども、将来、坂城町がこういう農業の町をつかっていくんだと、そういうイメージが全く見えてきていません。やはりそういう農業政策をつかっていく必要があると思います。

そして、国連で提唱されております家族農業、この意義は非常に大きな意義を持っております。これは、日本を含む104か国が共同提案して全会一致で可決された内容です。この家族農業を主にした農業政策では、まず一つは、大規模農業で環境に負荷をかける農業はリスクが大きい。そういう点では、家族農業が非常に地域農業政策、そして地域での循環型経済、農業の再生産が容易になることがあります。

また、輸送コストの削減と環境負荷がなくなるわけでありまして。今の日本は、世界中から穀物・農産物を輸入しています。これこそ環境負荷は大きくなっていくわけです。

また、家族農業では、低農薬や有機野菜、有機農業に適しているということもあります。特に、私の友人の多くの農業をやっている皆さんは、自分で食べる分については農薬を使わない、こういう農業をされております。そういう点から見ても、低農薬や有機農業に適していることになります。

そして、さらに大事なのは、国連でも全世界で取り組んでいるSDGsの全ての項目のうち、11項目がこの理念に合致している。この点です。この点について町長にお尋ねするんですが、この家族農業と有機栽培農業を坂城町の農業政策に位置づける、このことについて町長のお考えはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

**町長（山村君）** 有機農業については、前回もお話ししましたけれども、取り組むべきだと思っ

ておりますし、先ほどの答弁でも学校給食にどう盛り込むかも含めて、いろんな事例がありますので、それは検討していきたいと思っております。

大森さんは全然触れられなかったけれども、僕が一生懸命やった農業施策の一つがワインの事業ですね。これは、ワイナリーができて、そこの方の、ブドウ専用の畑ももう数ヘクタール開発されましたし、それからそれは荒廃農地を使って開発されたということでもありますので、そういう取組をしているということでもあります。

それから、僕は個人的にはですね、大森議員と同じ考えを持っているところがあるんですけども、やはり自主的な減反がいまだに続いていると。これがどうして転換しないのかなと僕は思ったり、いろいろ複雑な絡みがあるんですけども、本当は稲作をもっとして進めてですね、さっき言われたように価格の問題がいろいろあると思いますけれども、それは何らかの個別保障でもいいし、やって、日本も困っているわけですけども、食料に困っている海外の国に支援として送るとか、そういうことがいろいろできるんじゃないかと思っております。

また、今、坂城町の若い農業をやっておられる方でも、自分で稲作ができないという方の田んぼを多数利用して、米作りをやったり、あるいはサツマイモを作ろうというような方もいらっしゃると思います。いろんな展開をされていますので、そういうものをいろいろ個別に見てですね、支援を続けていこうと思っております。ぜひこのお話をするときにはワインも絶対入れていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

**14番（大森君）** 町長の答弁は、私とほぼ同じような考えということでもありますので、一緒にですね、その実現に向けて力を尽くしていきたいというふうに思います。

私は、昨日、有機JASの認定員の方をある方から紹介されました。そして、早速自宅を訪問し、お話をいろいろと伺ってきました。千曲市と坂城町のこの地域で認証を受けている方はお二人いらっしゃる。認証を受けるための申請書を見せていただきました。こんな厚いものです。また、公図を全部書いて、そして農事日記のように、いつ何をやった何をやったと、ずっと。それを全部精査して、そして判定をするということのお話を聞きました。本当に、一農家の方がこの申請をするということは、本当に大変なことです。やはり、町のほうでこういう希望される方に対して、そういう書類の書き方の指導やあるいはお手伝い、こういう体制を取ってですね、今度農家の方とお話しする機会があるから、そのときにもお話をするというように、先ほど答弁がありました。そういう方向で町もやっていますよと、そういうことをやっぱり明らかにしていく必要があるのではないかというふうに思います。

また、やりやすい方法とすれば、まずハウスの中でやれば、よそからの農薬の散布等について、ほぼ遮断することができるということと、根菜野菜、大根とかニンジンとか、こういうものについては、害虫の被害は受けにくいところからスタートして、経験を得て、土壌作りもしながら一步一步進めれば可能であると。いかに早く踏み出すかが大事なところだと。

1年、2年、3年でできるわけじゃないんです。やはり早く踏み出してほしいというお話でありました。ぜひ町もですね、その方向で検討をお願いいたします。

それでは、3番目の質問に参ります。3といたしまして、介護保険事業は大丈夫か。

イ．安心して介護サービスは受けられるかについてです。

介護保険の第9期の見直しで、この4月から介護報酬が減額されることになりました。身体介護や生活援助などの訪問介護は、ひとり暮らしの人や要介護者や在宅生活を支える大事なサービスであります。また、施設入所の待機者にとっても家族の負担も大変重荷になっています。訪問介護のサービスの基本報酬の引下げは、事業所にとっては死活問題となります。まず、基本的な点についてお聞きいたします。

介護保険の認定者の状況はどうなっているのでしょうか。

二つ目に、施設入所希望者の状況について。待機者の人数についてお尋ねします。

3としまして、町内の訪問介護事業所数はいくつあるのでしょうか。

4といたしまして、訪問介護報酬が引き下げられましたけれども、サービスを受ける利用者には不安はないのか、お尋ねいたします。

五つ目に、在宅介護支援センターケアステーションさかきの事業内容と職員体制はどうなっているのか。1回目の質問といたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 3．介護保険事業は大丈夫か、イ．安心して介護サービスは受けられるかのご質問に順次お答えいたします。

介護保険制度につきましては、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行など、介護による離職が社会問題になる中、家族の負担を軽減し、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、2000年、平成12年に制度が創設されました。

日本の2023年、令和5年10月1日現在の総人口は1億2,435万2千人で、13年連続減少するなど、近年減少局面が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口令和5年推計では、2070年の総人口は現在の7割に減少し、65歳以上の人口はおよそ4割になると予測されています。

当町における令和6年3月31日現在の高齢化率は36.5%で年々上昇傾向にあり、厚生労働省が運営する地域包括ケア見える化システムでは、2040年、令和22年には42.7%と国の予測よりも早い高齢化の進行を推計しているところであります。

こうした中、介護保険サービスを利用するための要介護認定の認定者数の状況についてのご質問であります。令和6年3月31日時点において、介護度別に申し上げますと、要支援1、124人、要支援2、70人、要介護1、226人、要介護2、92人、要介護3、90人、要介護4、133人、要介護5、72人で、合計807人となっております。

次に、施設入所希望者の状況と待機者人数についてであります。介護保険における施設入

所サービスには、主に介護老人保健施設（老健）と介護老人福祉施設（特養）、認知症と診断された方が介護を受けながら共同生活をする認知症対応型共同生活介護の施設があります。

介護老人保健施設は、病気の治療が一段落した後などで、自宅で生活するための医療ケアや機能訓練が必要となる方が入所する施設となっており、リハビリテーションが重視され、医療スタッフも充実していることから、自宅へ戻ることを前提とし、要介護1から5の認定者が対象とされ、入所期間は原則として3か月程度となっています。

また、介護老人福祉施設は、常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、日常生活の世話や機能訓練、健康管理等の世話を行う施設であり、原則として要介護3以上の認定を受けた方が入所する施設であります。

ご質問の待機者の人数につきましては、当町には介護老人福祉施設は3施設あり、このうち入所定員が30人以上の施設には町外の方も申込みが可能であることや、待機中にほかの施設に入所されるケースもあるなど、施設側でも実人数の把握は難しいとのことですが、県が毎年実施しております特別養護老人ホーム入所希望者数の調査では、令和6年4月1日現在、町内在住の待機者は29名となっております。

このほかに、町内のグループホーム2施設については、それぞれの事業所にお聞きしたところ、希望者は入所できており、待機者はいないという状況であります。

次に、訪問介護事業者についてであります。まず訪問介護サービスとは、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、身体介護、生活援助等を行うもので、サービスの利用対象者は要介護1から5の認定者及び要支援1・2の認定者のほか、介護認定には至らない方のうち、生活状態や心身機能の衰えなどについて、25項目からなる基本チェックリストに該当するいわゆる事業対象者は利用が可能となっております。

ご質問の訪問介護サービスを提供している事業者は、町内に2業者あります。

続いて、訪問介護報酬が引き下げられたが、サービスの利用者に不安はないかのご質問にお答えいたします。

介護報酬とは、事業者が提供する介護サービスの対価として事業所に支払われるもので、報酬額は利用者が受けたサービスの種類や量に基づいて算定され、国において決定しております。

この介護報酬については、高齢者の人口が年々増加傾向にあるなど、社会情勢の変化に対応し、介護保険制度を持続するため、3年に一度見直しが行われ、2024年度の介護報酬改定率は、介護職員の処遇改善分がプラス0.98%、制度の適正化や質の向上を図るものがプラス0.61%、全体では1.59%のプラス改定となっております。

ご質問のとおり、この4月から訪問介護サービスの中心となる身体介護・生活援助等の基本報酬の単位数が引き下げられましたが、これを補填する対策として、質の高いサービス提供を行うことで訪問介護事業所が算定できる特定事業所加算の算定要件の見直しに加え、介護職員

の確保に向けて、できるだけ多くの事業所に活用されるよう介護職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられている、処遇改善加算や特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の三つの加算の一本化が6月から施行され、職種間の賃金配分についてはルールを設けず、事業所内で柔軟な配分が可能とされたところであります。

このように、サービスを提供する事業所における介護報酬が改定されましたが、訪問介護サービスの内容には変わりがないので、利用されている方はこれまでと同様に、その方の状況に応じた必要なサービスを受けることができ、訪問介護報酬が引き下げられたことによるサービス量の減少や質の低下にはつながらないものと考えております。

続いて、在宅介護支援センターケアステーションさかきの事業内容と職員体制のご質問にお答えいたします。

在宅介護支援センターケアステーションさかきは、平成元年、国の高齢者保健福祉推進十か年戦略により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう整備が進められた施設で、現在、町の指定管理を受けて町社会福祉協議会が業務を実施しているものであります。

事業内容といたしましては、町内の高齢者やそのご家族を対象とする総合相談をはじめ、介護予防や介護支援に関する情報提供、個別に高齢者宅を訪問し、健康状態や生活状況等についての聞き取り・指導など、日常生活の自立に向けた支援事業を実施しており、福祉健康課内に設置する地域包括支援センターと同様に、自宅での生活支援等多様なニーズに対応しているところであります。

このように、在宅介護支援センターでは、地域の高齢者やそのご家族の福祉の向上を目的に、地域に根ざした相談支援を行うとともに、地域の実情を把握、関係機関との調整、ネットワークづくり等にも取り組んでおり、職員体制につきましては、保健師2名を配置し、高齢者に寄り添った支援に努めているところであります。

**14番（大森君）** ご答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、町の訪問介護の事業所について、2か所ということですが、これは公表できるでしょうか。どこでしょうか。まず1点、お願いいたします。

**議長（滝沢君）** 今の再質ですが、民間事業所ということで、公表はできないということでございます。

**14番（大森君）** わかりました。特にですね、訪問介護サービスの事業所が非常に大変になっているというのが、信濃毎日新聞の6月1日付で大きく取り上げられております。介護訪問の7割を超す事業所が経営悪化とアンケートに答えています。介護サービスを受ける町民の皆さん、家族あるいは要介護の皆さんが本当に安心して訪問介護を受けるには、経営悪化となれば、もし倒産あるいは廃業になれば、今までヘルパーさんが来ていた方がその家庭を訪問しなくな

る、こういう不安につながることはないでしょうか。ただ、利用料、サービス料を払うということだけで済むわけではありません。この点については、しっかりと見ていく必要があるのではないのでしょうか。

そして、先ほど6月から賃上げや職員増員などをした事業所の報酬を増やす新たな処遇改善加算が始まるというふうに述べられました。この加算を受けるためには一定数以上の介護福祉士を雇用する雇用条件をクリアしなければなりません。

また、最上位の加算要件を満たすことができそうだと回答したのは65の事業所で31%、あとのところは難しいと95事業所が答えています。やはり非常にハードルが高いものを設けてですね、事業所は低賃金で、そして介護サービスが悪化してくるということにつながっていきます。やはりこの介護保険が今まで言われていますが、介護保険あって介護なし、今では介護詐欺だという言葉まで出ています。しっかりとした介護保険法、そして3年に1回の見直し、この辺についてもしっかりと国が面倒を見ていく必要があると、国による支援が必要ではないかというふうに思います。

また、先日の信濃毎日新聞では、3年間運用する中で報酬を変更するのではなく、今すぐ変更するよにということで、社説でも強調しています。本当に安心して町民が訪問介護を受けられる、こういう体制を今後ともつくっていく必要があると思います。その点を指摘いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、17日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時53分)

